

第 58 回全国中学校スキー大会へ参加する皆様へ

第 58 回全国中学校スキー大会 実行委員会

本大会は（公財）日本中学校体育連盟の「全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン（2020 年 7 月 20 日）※以下ガイドラインⅠ」及び（公財）全日本スキー連盟の「SAJ 競技会 新型コロナウイルス感染対策ガイドライン 第 1 版（2020 年 9 月 14 日）※以下ガイドラインⅡ」に基づいて開催する。

下記注意事項に記載されていない内容もガイドラインⅠ、Ⅱの方針に従い運営しますので、参加選手団及び関係者、競技役員はガイドラインⅠ、Ⅱを熟読の上、参加すること。

【共通事項】

●大会実施に当たっての基本的な考え方は以下の通り。 ～ガイドラインⅠ-Ⅰ～

- | |
|--|
| (1) 感染源を絶つ |
| (2) 感染防止の 3 つの基本
○身体的距離の確保 ○マスクの着用 ○手洗い等の徹底 |
| (3) 3 つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避 |
| (4) 安全な活動環境等の確保 |

- ① 大会 2 週間前よりガイドラインⅠ-2 (1)、ガイドラインⅡ-2-1 に該当する場合、当該選手、監督、外部指導者は現地入りせず、参加を辞退すること。
- ② ガイドラインⅠ-2 (1)、ガイドラインⅡ-1 に基づき、該当者から出場辞退の申し出がない場合、主催者からの出場権利の取り消しを行う。
- ③ 大会関係者（選手、監督、外部指導者、大会役員、競技役員）はすべて大会 2 週間前から「体調記録表（ガイドラインⅠ別紙 1）」、「行動履歴書（ガイドラインⅠ別紙 4）」を記入する。別紙 4 は罹患が発生した時に必要となる場合があるため、大会終了 1 ヶ月後程度、各自で保管しておくこと。
- ④ 各校監督（校長、教員、部活動指導員）は、生徒及び監督、外部指導者の 2 週間分の体調記録表内容を「学校同行者体調記録表（ガイドラインⅠ別紙 2）」にまとめて記入し、来会受付時に提出する。（各都道府県申込責任者が各校分をとりまとめて提出のこと）※個人の体調記録表は監督が保管。
- ⑤ 大会期間中も参加者はすべてガイドラインⅠ別紙 1「体調記録表」及び別紙 4「行動履歴書」の記入を継続し、体調管理に気を配る。
- ⑥ 大会参加選手はガイドラインⅠ別紙 5「同意書」に選手氏名及び保護者氏名を記入し、押印のうえ、所属学校長に提出すること。
※大会終了から 1 ヶ月程度、各学校の責任で保管。

続く

【監督・外部指導者（コーチ）】 について

《監督・外部指導者（コーチ）の定義》

監督	参加選手の在籍する学校の校長、教員、部活動指導員で正式申込書類⑫「校長承認書」に記載されていること。加えて他校より監督依頼をされた場合は「全国中学校体育大会引率細則」による提出文書（様式7）が提出されていること。
外部指導者	「全国中学校体育大会引率細則」による提出文書（様式6）の提出及び正式申込書類⑫「校長承認書」に記載がされていること。

- ① 上記の定義に準じていない場合、競技会場への入場や選手団宿舎への宿泊はできないので所定の手続きをすること。
- ② 各都道府県の選手団役員は参加選手の在籍する学校から派遣される校長、教員、部活動指導員、外部指導者の中より選出すること。ただし、各都道府県中体連にスキー専門部が設置されている場合に限り、必要に応じて専門委員が選手団役員となることを認める。
- ③ 各都道府県では、監督（学校長、教員、部活動指導員）について、スキー専門部や参加学校間で代表監督による引率等を調整し、選手団として最小限の人員となるようにする。

今大会における引率の特例について（10/23 日本中体連）

● 各学校では、教員の都道府県をまたぐ移動や宿泊を伴う部活動引率等に制限がある場合は、教員を派遣せず、上記に準じた外部指導者（コーチ）を校長の判断で監督に任命することができることとする。

※急を要する事項等が発生した場合の選手団内の連絡経路について、迅速に対応できるように、各都道府県選手団で確立しておくこと。

【宿泊について】

- ・ 宿泊人数について、最小限となるように調整すること。
- ・ 宿泊要項の示す宿泊料金適用期間以上の宿泊は基本的に認めない。
- ・ 宿泊期間の長期化を防ぐため事前合宿は行わないものとする。
- ・ 感染や感染拡大防止及び感染時の感染経路や濃厚接触者の確認等を迅速かつ正確に行うため、宿泊者以外の者が宿舎の許可なく出入りすることを禁止する。

【その他】

- ① 大会期間中に感染が疑われる症状（ガイドラインⅡ-2-1）が確認された場合は、医療救護要綱に則り、その措置（報告、診察、検査、選手出場の有無、宿舎での隔離、入院、療養、帰宅等）について、当該校の責任の下、迅速に対応する。
※PCR等の検査で、陽性判定となった場合は、そのまま即時入院となる場合があることを考慮しておくこと。
- ② 上記①の段階で濃厚接触者及び接触者については、検査結果が判明するまで活動を停止する。検査結果が陽性の場合、医療機関や保健所の指示に従い、必要に応じて診察や検査を実施する。